

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年3月28日京都市条例第51号）（教育委員会事務局総務部教職員人事課）

次のとおり、中学校の第3学年において30人学級を実現するために必要な教育職員を本市が費用を負担することにより任用することに伴い、中学校教育職員の給与等に関し必要な事項を定めるとともに、京都府立学校教職員の給与との均衡を失しないよう、教職員の給与を改定することとしました。

## 1 中学校教育職員の給与等

### (1) 給料

幼稚園教育職員及び小学校教育職員の給料と同一の条件で支給します。

### (2) 諸手当

ア 教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当

幼稚園教育職員及び小学校教育職員と同一の額とし、又は同一の条件で支給します。

イ 教育業務連絡指導手当

校務についての連絡調整に当たる教諭でその職務が困難であると教育委員会が定める職務を担当するものが、当該担当に係る業務に従事したときは、その業務に従事した日1日につき200円を支給します。

ウ 教員特別手当

京都府立学校教育職員の義務教育等教員特別手当を基準として月額20,200円を超えない範囲内において支給します。

### (3) その他

中学校教育職員以外の教育職員と同一の勤務条件とします。

## 2 給与改定

配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の月額（教職員に扶養親族でない配偶者がいる場合又は教職員に配偶者がいない場合のうち1人に係る扶養手当の月額を

除く。)を5,000円から6,000円に引き上げます。

この条例は、平成19年4月1日から施行することとしました。

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年3月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第51号

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「小学校」の右に「及び中学校」を加える。

第4条第1項第2号を次のように改める。

(2) 幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表(別表第1の2) 幼稚

園教育職員, 小学校教育職員及び中学校教育職員

第9条第1項本文中「, 1人」を「1人」に, 「5, 000円」を「6, 000円  
(教職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,  
500円, 教職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11, 00  
0円)」に改め, 同項ただし書を削る。

第18条の2中「及び小学校教育職員」を「, 小学校教育職員及び中学校教育職員」  
に改める。

第22条第2項後段中「第3条の」を「第2条の2から第3条の2までの」に, 「第  
3条から第5条」を「第2条の3から第6条の5」に改める。

別表第1の2備考以外の部分中「幼稚園教育職員小学校教育職員給料表」を「幼稚  
園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表」に改める。

別表第2教育業務連絡指導手当の項中「及び小学校」を「, 小学校及び中学校」に  
改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会が定める。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)